

避難情報の判断・伝達ガイドライン (津波編)

令和8年3月

尼崎市

目 次

1	ガイドラインの概要.....	- 2 -
(1)	ガイドライン作成の目的.....	- 2 -
(2)	津波災害で発令する避難情報の種類.....	- 2 -
(3)	避難指示発令時の避難行動について.....	- 3 -
(4)	避難指示の発令対象とする津波災害.....	- 4 -
2	避難指示の発令対象とする区域.....	- 5 -
(1)	大津波警報または津波警報が発表された場合.....	- 5 -
(2)	津波注意報が発表された場合.....	- 7 -
3	避難指示の発令及び解除の判断基準.....	- 8 -
(1)	発令の判断基準.....	- 8 -
(2)	解除の判断基準.....	- 8 -
(3)	遠地地震発生時の対応.....	- 8 -
(4)	避難指示の判断の流れ.....	- 9 -
4	避難指示の伝達.....	- 11 -
(1)	避難指示の伝達方法.....	- 11 -
(2)	避難指示の伝達文案.....	- 12 -

1 ガイドラインの概要

(1) ガイドライン作成の目的

甚大な人的被害等が発生する恐れのある津波災害に対して、本市が避難情報を発令する具体的な判断基準や伝達方法の基本的事項を定め、適切かつ迅速な避難情報の発令と情報伝達を行い、市民等の生命と身体を守ることを目的とする。

また、詳細な情報収集手段や伝達方法等については別途マニュアルで定めることとする。

なお、基本的事項を定めた当ガイドラインの内容については、現時点での知見等を基にとりまとめたものであることから、今後も必要に応じた見直しを行っていくこととする。

(2) 津波災害で発令する避難情報の種類

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、**大津波警報**・**津波警報**・**津波注意報**のいずれかが発表された場合には、危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要となる。

どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。なお、津波に係る避難情報は、警戒レベルを付さないものとする。

参 考 津波警報の種類と発表される津波の高さ等

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

表 大津波警報・津波警報・津波注意報の津波の高さの区分

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m 超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

出展：避難情報に関するガイドライン(内閣府 令和3年5月)

(3) 避難指示発令時の避難行動について

津波による避難指示の発令地域で取るべき避難行動については、

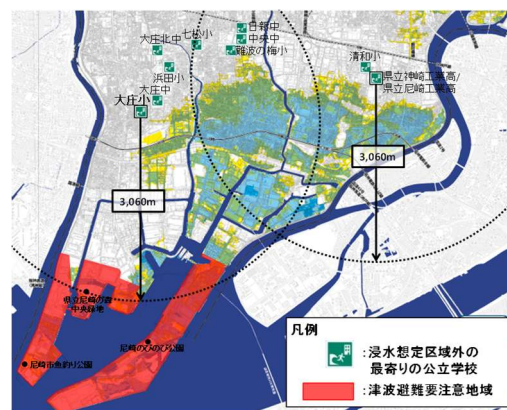
- 津波は 20 cm から 30 cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かす可能性があること
- 想定を上回る津波の高さとなる可能性があること
- 地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあること

以上のことから、海岸や河川からはより遠く移動する「水平避難」を行った後、浸水想定区域外の津波等一時避難場所等へ垂直避難することが最も望ましい避難行動となる。

しかし、「津波避難要注意地域(南部臨海地域の沿岸部の一部)」のように、津波到達時間と地理的条件を考慮すると水平避難だけでの避難が困難な地域がある等、適切な避難行動は地域特性や災害時の状況によって異なる。

よって、避難指示を発令した際に、市民等が適切な避難行動をとれるよう、周知に努める必要がある。

具体的な避難行動については以下のとおり。



<出展：尼崎市地域防災計画(令和6年度修正)
資料IV南海トラフ地震防災対策推進計画>

① 「水平避難」

津波の最短到達時間 117 分^{※1} を考慮し、可能な限り J R 神戸線以北かつ猪名川、藻川、武庫川等の河川から離れた場所に避難する

② 「垂直避難」

避難が遅れた場合や、長い距離の移動が困難な場合などは、緊急一時的に近くの津波等一時避難場所等(3 階以上)へ避難する

③ 「屋内安全確保」

避難が遅れた場合や、長い距離の移動が困難な場合などは、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造の建物^{※2}の 3 階以上に居る場合はその場にとどまる

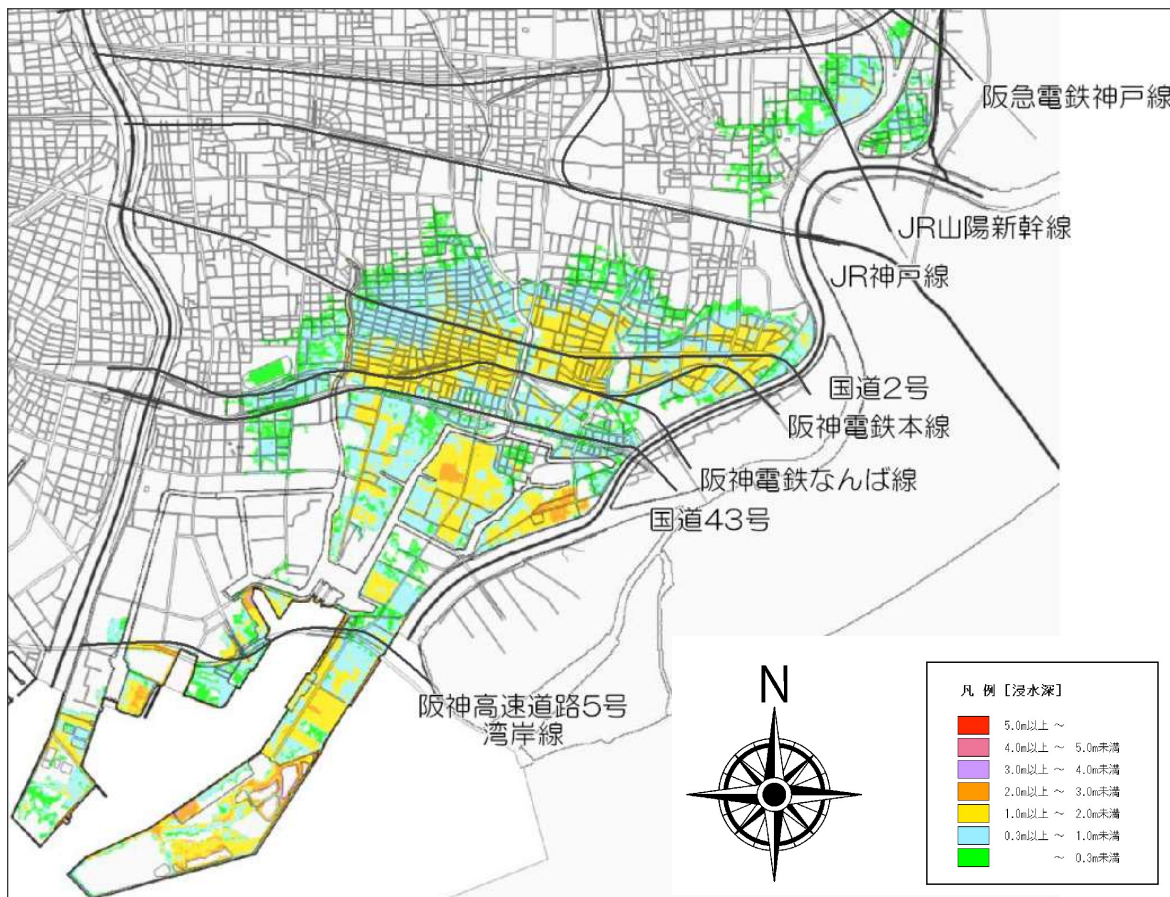
※1 <出展：兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定(平成 26 年 6 月)>

※2 東日本大震災の例でも明らかなように、木造や鉄骨造の建物は津波で破壊されるため、「屋内安全確保」をとれる建物は鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のみとなることに留意する。

(4) 避難指示の発令対象とする津波災害

南海トラフ巨大地震※に伴う津波等の国内や日本近海で発生する津波に限らず、チリ沖等のような遠地地震で発生する津波も含め、**大津波警報**・**津波警報**・**津波注意報**が発表されて本市域に影響を及ぼすおそれがある全ての津波災害を対象とする。

〈※参考 出典：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波浸水想定図 阪神地区」(平成25年12月24日公表)〉



備考：地震動（余震）への避難指示の発令について

規模の大きい地震は余震が継続して発生する可能性があるが、余震が将来発生するかどうか確度の高い予測を行うことは、現実的に不可能であるため、余震に対する避難指示の発令はせず、今後の余震の発生について注意喚起を呼びかける程度に留めることとする。

2 避難指示の発令対象とする区域

(1) 大津波警報または津波警報が発表された場合

平成 25 年 12 月に兵庫県が公表した南海トラフ巨大地震津波浸水想定図をベースとするが、津波は地形により局所的に高くなる場合もあること、浸水想定図はあくまで想定に過ぎず、想定区域外の地域であっても浸水が発生することが考えられる。

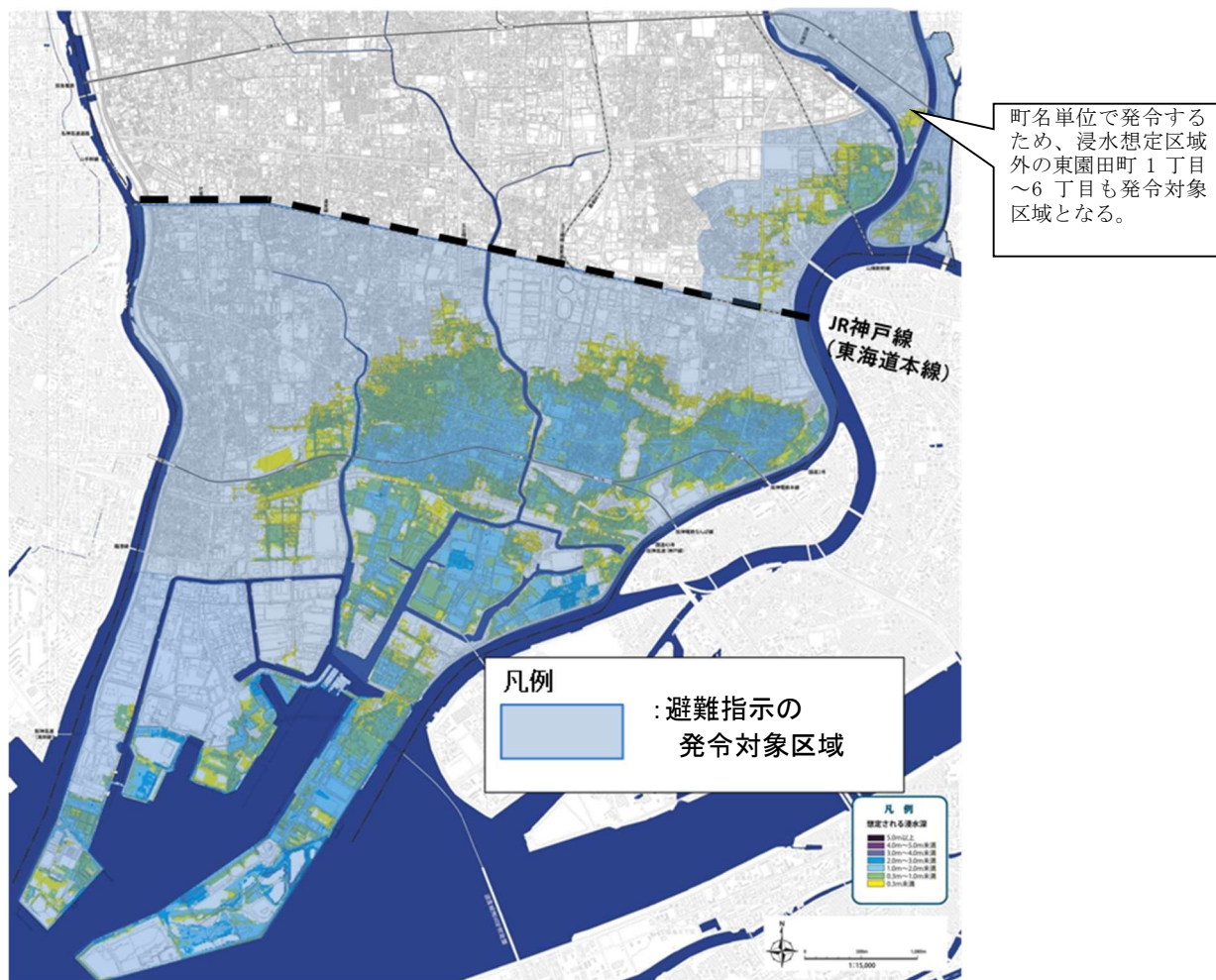
また、本市は市域全域にわたり地盤が低く、市域の約 3 分の 1 が海拔ゼロメートル地帯であること、また南側を海、東西を大きな河川に挟まれ 3 方向が水域に囲まれていることから、津波等の水害の被害を受けやすい地形となっている。

以上のことから、大津波警報または津波警報が発表された場合には、十分な安全性を考慮し、浸水想定図より広い範囲の「JR 神戸線（東海道本線）より南側の全ての区域と小田地区・園田地区の津波浸水想定区域」へ避難指示の発令を行う。

なお、情報伝達を行う際は、市民等が認識しやすい「町名」で発令することが基本となるが、津波到達までの短い時間で広範囲となる避難対象区域を全て町名で伝達する暇はない。

よって、JR 神戸線より南側の全ての区域については、町名ではなく短文でかつ市民等が認識しやすい、発令対象区域を広域で一括指定した短縮表現「JR 神戸線より南側の地域」を用いて、情報伝達を行うこととする。

〈図：大津波警報または津波警報が発表された場合の避難指示の発令対象区域〉



	避難指示の発令対象区域(地区別、五十音順)	短縮表現	
<p>【大津波警報】 または 【津波警報】 が発表された場合 計 97 町 109,794 世帯 195,140 人※1</p>	<p>(中央地区) 大高洲町、開明町、神田北通、神田中通、神田南通、北城内、北大物町、北竹谷町、北初島町、玄番北之町、玄番南之町、汐町、昭和通、昭和南通、竹谷町、建家町、築地、寺町、中在家町、西海岸町、西桜木町、西大物町、西高洲町、西難波町、西本町、西本町北通、西松島町、西御園町、西向島町、東海岸町、東桜木町、東高洲町、東難波町、東初島町、東浜町、東本町、東松島町、東向島西之町、東向島東之町、扶桑町、船出、御園町、南城内、南竹谷町、南初島町、宮内町、蓬川荘園</p> <p>(小田地区) 今福、梶ヶ島、金楽寺町、杭瀬北新町、杭瀬寺島、杭瀬本町、杭瀬南新町、潮江(5丁目の1)※2、常光寺、大物町、長洲中通、長洲西通、長洲東通、長洲本通、西長洲町、東大物町</p> <p>(大庄地区) 稲葉荘、稲葉元町、扇町、大庄川田町、大庄北、大庄中通、大庄西町、大島、大浜町、琴浦町、水明町、末広町、崇徳院、鶴町、道意町、中浜町、菜切山町、西立花町、浜田町、平左衛門町、丸島町、武庫川町、元浜町、蓬川町</p> <p>(立花地区) 七松町、西立花町、東七松町、南七松町</p>	<p>JR 神戸線より 南側の地域</p>	
	<p>(小田地区) 神崎町、高田町、次屋、西川、額田町、浜</p> <p>(園田地区) 戸ノ内町、東園田町</p>		<p>短縮表現では 言い換えない</p>

※1 世帯数・人口は「尼崎市の人口(令和7年3月末データ)」から引用

※2 潮江(5丁目の1)の世帯数・人口には「潮江5丁目」全体の数値を用いている。

<津波警報発表時における避難指示の発令区域を大津波警報と同様の区域とすることについて>

・国ガイドラインによると、津波警報であっても「津波の高さは予想される3.0mより局所的に高くなる場合も想定されることから、津波警報発表の際の避難対象区域は広めに設定する必要がある」との方向性が示されている。

・本市では、津波警報級の津波高(1m～3m)に伴う津波浸水想定図は公表されておらず、兵庫県が作成・公表した、南海トラフ巨大地震に伴う最高津波高4.0mに伴う浸水想定区域図が発令区域の根拠資料となる(P4)。

以上のことから、今回のガイドラインにおける津波警報発表の際の避難指示発令範囲は、大津波警報と同様のものとした。


(2) 津波注意報が発表された場合

津波の高さが高いところで1mと予想されるが、堤防の存在も考慮し、堤防より海側・川側の地域へ避難指示の発令を行う。

〈図：津波注意報が発表された場合の避難指示の発令対象区域〉



(「津波防災インフラ整備計画（令和2年7月：兵庫県）」を加工)

凡例
 : 避難指示の発令対象区域

避難指示の発令対象区域	
【津波注意報】が発表された場合	堤防より海側・川側の地域

3 避難指示の発令及び解除の判断基準

(1) 発令の判断基準

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合
(ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。)
- ② 停電、通信途絶等により大津波警報・津波警報・津波注意報を受け取ることができない状況において、津波発生を伴う海溝型地震特有の1分程度以上の長い地震動による横揺れを感じた場合。

(2) 解除の判断基準

避難指示の発令は、市民等の安全を確保する上で重要な措置である一方、市民等の生活や社会活動等への影響が大きい。

このため、災害発生の危険性や津波による気象情報等を踏まえて、発令とあわせて、その解除についても適切に行うことができるよう、大津波警報・津波警報・津波注意報の解除を条件とし、次の事項も踏まえる等、総合的に判断して解除する。

- ① 浸水被害が発生した場合には、住宅地や事業所所在地等での浸水が一定解消した場合。
ただし、二次被害(マンホールの外れ、流入ガレキによる負傷等)のおそれについては、注意喚起を行う。
- ② 危険物(LPガスの爆発、車火災等)による火災発生の危険性がない場合。
- ③ 自衛隊、警察、消防等による立ち入り規制区域がない、または解除されている場合。

(3) 遠地地震発生時の対応

チリ沖等、日本から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

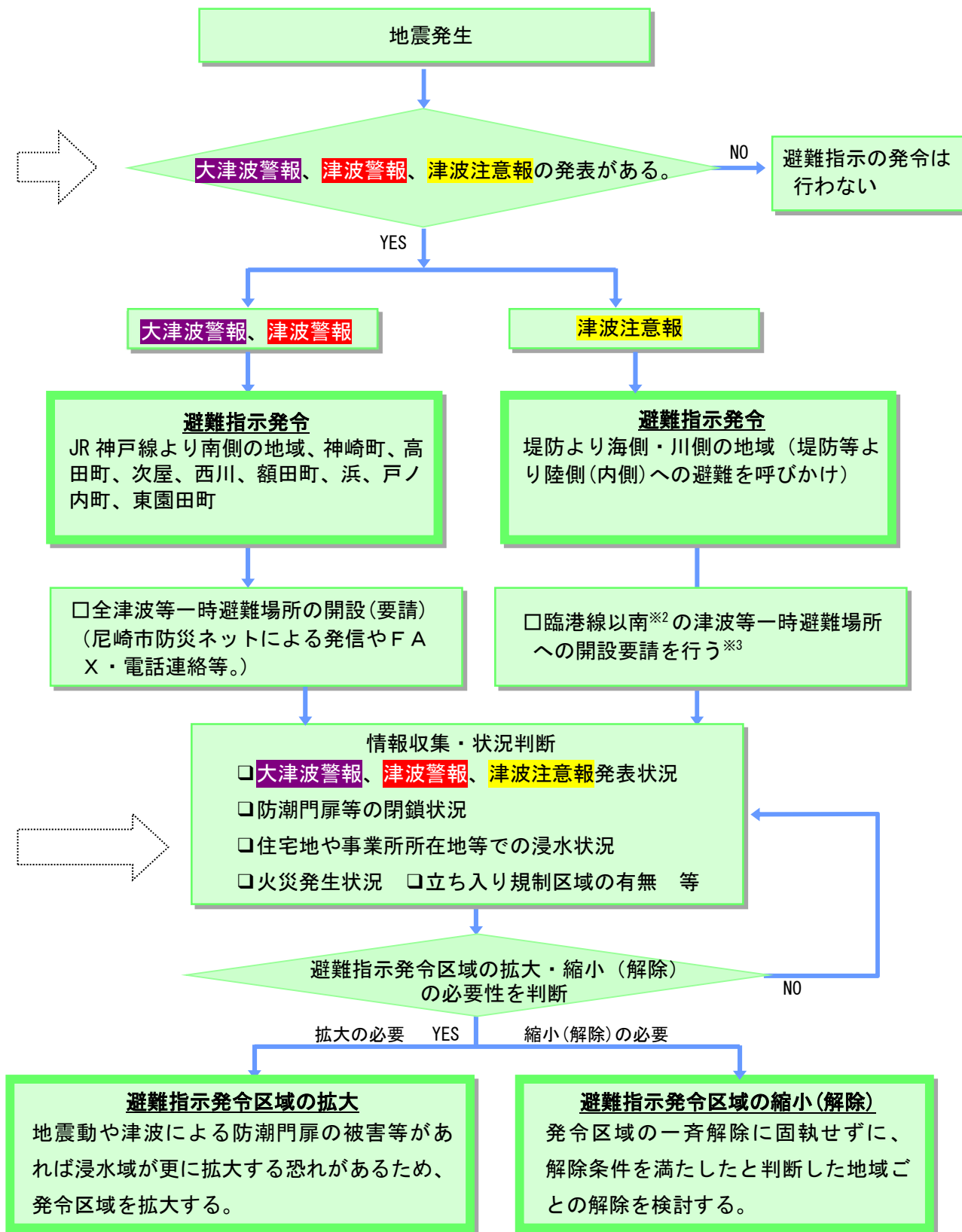
このような「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、立ち退き避難のための準備や移動に関する時間を考慮して、必要に応じて避難指示の発令区域に「高齢者等避難」を発令することも検討するものとする。

(4) 避難指示の判断の流れ

【留意事項】

様々な防災情報入手先^{※1}により、各種情報を入力・確認する

防災情報入手先 ※



□ 兵庫県や関係機関への伝達
避難指示を発令した時は、その旨をフェニックス防災システム等を用いて、兵庫県に報告する。
また、国土交通省の猪名川河川事務所や神戸地方气象台、消防局、警察等の関係機関にも情報伝達する。

※1 防災情報入手先

入手先		防災システム、提供サイト
気象庁		ホームページ、防災情報提供システム
	神戸地方気象台	津波情報についての助言を求める
兵庫県		河川総合管理システム(カメラ：尼崎閘門)
		フェニックス防災システム
尼崎港管理事務所	業務管理課	左門橋防潮鉄扉等の閉鎖状況
	施設課	尼崎閘門（尼ロック）・丸島水門等の防潮施設の閉鎖状況

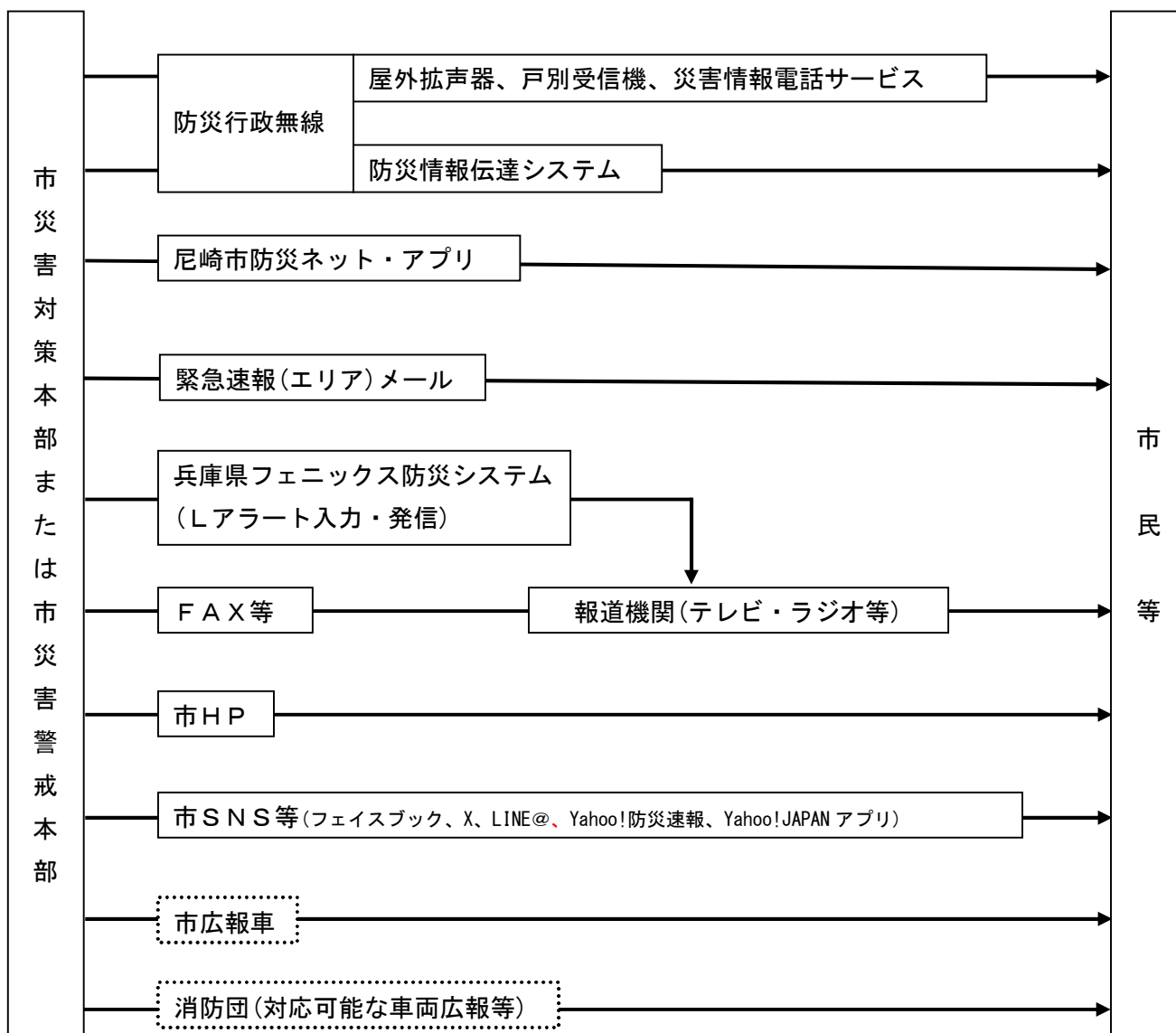
※2 臨港線以南とは、臨港線に連続していない地域においては、中島新橋を境界線として取り扱う。

※3 臨港線より北の津波等一時避難場所における自主避難については、避難者の状況等を踏まえ、各施設において適切に対応を行うものとする。なお、本取扱いは尼崎市が管理する公共施設に限定するものであり、民間施設等については、それぞれの施設管理者の判断による任意の対応とする。

4 避難指示の伝達

(1) 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達方法は次のとおりとし、対象となる住民に対して、様々な伝達手段により周知徹底を図る。また、これら以外にも、有効な手段があれば積極的に活用するものとする。



※1 (点線枠)車両等を用いた人的な避難広報は、活動可能時間(津波到達予想時刻の30分前までの時間)が無い場合は行わない。

※2 避難指示の解除の伝達には、「緊急速報(エリア)メール」は使用しないことを基本とする。
(市域全域の対応携帯電話所持者に向けて、情報を一斉配信することから、解除されていない地域の居住者等に混乱を与える恐れがあるため。)

(2) 避難指示の伝達文案

① 「**大津波警報**または**津波警報**が発表された場合」

- サイレン(大津波または津波警報のサイレン音)
- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、尼崎市です。
- 尼崎市に**大津波警報**または**津波警報**が発表されたため、
JR 神戸線より南側の地域と
神崎町、高田町、次屋、西川、額田町、浜、戸ノ内町、東園田町
に避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

② 「強い揺れなどで避難の必要性を認めた場合」

- サイレン(大津波または津波警報のサイレン音)
- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、尼崎市です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が発生する可能性があるため、
JR 神戸線より南側の地域と
神崎町、高田町、次屋、西川、額田町、浜、戸ノ内町、東園田町
に避難指示を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

③ 「**津波注意報**が発表された場合」

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、尼崎市です。
- **津波注意報**が発表されたため、
堤防より海側・川側の地域に避難指示を発令しました。
- 海岸や河川の付近は危険です。ただちに海岸や河川から離れて堤防より内側の安全な場所に緊急に避難してください。

※その他、防潮門扉の閉鎖状況等、最新の情報を入手した場合は、伝達文に加えていく。
(例：「地震により、防潮堤が被害を受け、津波の浸水がさらに広がるおそれがあります」等)